

国立大学法人東京外国語大学

災害対策マニュアル

2023（令和5）年9月

はじめに	1
I 日常の心得	1
II 災害発生時の対応組織	1
1. 危機対策本部	
2. 対策班	
III 災害時の対応	3
1. 地震発生時の対応	
2. 火災発生時の対応	
3. 風水害発生時の対応	
4. 安否確認	
5. 帰宅困難者への対応	
IV 避難場所等	6
1. 避難場所	
2. 屋内避難場所	
3. AED 配置場所	
V 避難住民の受け入れ等	6
1. 避難住民の受け入れ	
2. 避難所等への案内	
別紙 1 災害対応組織の編成	8
別紙 2 危機発生時の連絡体制	10
別紙 3 緊急連絡先	11
別紙 4 避難場所	12
別紙 5 屋内避難場所	13
別紙 6 AED 配置場所	14

はじめに

本マニュアルは、府中市における「地震」、「火災」、「風水害」その他による大規模災害（以下、「災害」という。）の発生に備えて被害を未然に防止するため、又は災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるために、東京外国語大学における防災の組織、災害時の対応を定めたものです。

I 日常の心得

建物・火気使用設備などが地震時に受ける倒壊等の被害を最小限にするため、担当者を決めて定期的に点検を実施する。

- (1) 建物等の非常口や災害時の避難場所を確認しておくこと。
- (2) 書棚等転倒の恐れのあるものには転倒防止措置を講じておくこと。
- (3) 重い物、割れやすい物を書棚の上などに置かないこと。
- (4) コード配線等を整理し、必要のない電気器具のコンセントを抜いておくこと。
- (5) 廊下や階段、出入口に避難の妨げになるものを置かないこと。
- (6) 災害発生時の通報体制を整備・確認しておくこと。
- (7) 被災時の居場所の確認のため、緊急連絡網を整備し携帯しておくこと。
- (8) 非常時の持ち出し品については、事前に確認すること。
- (9) 消火器、屋内消火栓等設置場所を事前に確認すること。
- (10) 災害等に係る対策本部（Ⅱに記載）が設置された場合の自分の役割を確認しておくこと。

Ⅱ 災害発生時の対応組織

1. 危機対策本部

学長は、災害の対処のために必要と判断する場合は、国立大学法人東京外国語大学における危機管理に関する規程（以下、「危機管理に関する規程」という。）第18条に基づき、危機対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

(1) 災害が発生した場合の設置基準

対策本部は、次の基準に基づき学長の判断で設置される。災害が勤務時間外に発生した場合は、学長又は出勤できた上位の職員が対策本部を設置するものとする。

- ① 地震の場合は、気象庁が発表する震度を基準として、府中市において震度6弱以上が観測された場合とする。
- ② 震度5強以下の地震、風水害、火災等の場合は、災害の規模、被害の状況に応じて学長が判断する。

(2) 構成員

- ① 本部長：学長
- ② 副本部長：事務局長
- ③ 本部長：理事、副学長、部局長、総合情報コラボレーションセンター長、保健管理センター所長、総務企画部長、学務部長
- ④ 事務：総務企画課

(3) 役割

- ① 危機対策業務及び復旧業務を総括し、危機対策について大学としての意思決定を行う。
- ② 対策本部の構成員を招集し、各対策班を指揮して必要な対策を講じる。
- ③ 情報収集（被害状況、安否情報等）を行って、各対策班及び関係者に対し、必要な情報を提供する。
- ④ その他

(4) 対策本部の設置場所

対策本部の設置場所は、本部管理棟2階中会議室とする。なお、この会議室に設置が困難な場合には、学長の判断により、アジア・アフリカ言語文化研究所3階会議室等とする。

2. 対策班

対策本部設置の連絡を受けた職員は、次のとおり対策班を組織し、各任務に当たることとする。

(1) 総務・広報班

① 構成員

班長：総務企画課長

班員：総務企画課、広報・社会連携課、アラムナイ室の職員の中から班長が指名する者

② 担当業務

- a. 対策本部の運営
- b. 関係機関との連絡調整
- c. 職員の動員命令
- d. 各班との連絡調整
- e. 学内外の災害情報の収集・整理
- f. テレビ、ラジオ等による近隣の災害情報等（火災、交通機関等）の収集・整理
- g. 報道機関への対応
- h. その他

(2) 施設管理班

① 構成員

班長：施設企画課長

班員：会計課、施設企画課の職員の中から班長が指名する者

② 担当業務

- a. 初期消火対応
- b. ライフライン（電気・水道・ガス）の状況確認、非常電源の確保
- c. 施設設備、地面等の被害状況確認
- d. 立ち入り禁止区域の措置
- e. 食糧の管理
- f. 対策本部に必要な設営準備
- g. その他

(3) 避難誘導班

① 構成員

班長：学生課長

班員：研究協力課、学術情報課、国際化拠点室、教務課、学生課、留学生課、研究員事務課の職員の中から班長が指名する者

② 担当業務

- a. 避難、救出、救援、救護等の検討・調整
- b. 避難場所への誘導
- c. 避難場所へ誘導した人員の把握・本部への連絡
- d. その他

(4) 応急救護班

① 構成員

班長：人事労務課長

班員：人事労務課、入試課、保健管理センターの職員の中から班長が指名する者の他、必要に応じて班長は産業医の協力を得ることができる。

② 担当業務

- a. 負傷者の応急手当
- b. 負傷者に診療可能な病院へ運搬手配
- c. 疾病の予防、衛生管理
- d. その他

(5) 情報通信班

① 構成員

班長：情報企画室長

班員：情報企画室の職員の中から班長が指名する者

② 担当業務

- a. 情報通信網の被害状況確認
- b. 情報通信網の整備
- c. 対策本部の通信インフラ設営準備
- d. その他

Ⅲ 災害時の対応

1. 地震発生時の対応

(1) 勤務時間中に強い揺れが発生した場合

- ① 地震発生時は以下の行動をとり、身の安全を守ることを第一とし、揺れが収まり次第、慌てず避難する。
 - a. 火気使用設備やヒーター等の発熱機器の近くにいる者は直ちに消す。
 - b. 出入口の近くにいる者はドアを開けて避難口を確保する。
 - c. 什器の転倒、窓ガラスの飛散、照明器具等の落下物に注意する。
 - d. 揺れが収まるまで机の下に入るなど、身の安全を確保する。
 - e. エレベーターに乗っている者は、最も近い階に止めて脱出する。

- ② 地震に伴い火災が発生した場合はⅢ 2. 火災発生時の対応 に基づき行動する。
- ③ 避難の際は、以下の事項を遵守する。
 - a. 窓ガラス及び蛍光灯等の危険物から離れる。
 - b. ドアを開けて出口を確保する。
 - c. 落下物に注意する。
 - d. エレベーターを使用せず、階段を使用し避難する。
 - e. 出火階及びその上階の者を優先し、忘れ物等のため再び戻ることのないようにする。
 - f. 建物の倒壊等の危険がある場合は、速やかに屋外運動場へ避難する。
 - g. 誘導灯を目印に、安全な経路で避難する。
 - h. 屋外に出た場合、建物等から離れて行動する。
- ④ 避難後は対策本部の指示に従い行動する。
- ⑤ 授業・入学試験実施時、教授会等の各種会議開催時に、強い揺れが発生した場合においては、教職員は、学生や学外者等に対して、上記①～③の対応をとるよう指示、誘導する。

(2) 休日等の勤務時間外又は出張時において地震が発生した際、危機対策本部員及び各対策班の班長は以下の対応をとる。

- ① 府中市において、震度6弱以上の地震が発生した場合は、対策本部に自発的に参集する。参集に当たっては、以下の点に注意する。
 - a. 家族、家屋等の安全を確認した後、速やかに参集する。ただし、本人又は家族等が重大な被害を受けた場合においては、必要以上に無理をせず、参集可能となった時点で参集する。
 - b. 参集に当たっては、交通、道路事情の情報をよく確認し、状況に応じた手段で参集する。
 - c. 参集途上において、途中の被災状況を可能な限り把握し、情報収集に努める。
 - d. 参集のときは、筆記用具を携帯する。また、24時間体制となることも考えられるので、生活に必要なものを、日頃から準備しておく。
 - e. 各班長は、副班長・班員に参集を呼びかけることができる。ただし、参集の呼びかけの対象となる副班長・班員は、事前に指名しておく。
- ② 府中市において、震度5強以上の地震が発生した場合は、総務企画課において、「勤務時間外における緊急時の連絡先」等を用いて、速やかに情報の共有を図り、教職員及び施設等の被害状況の把握に努める。また、危機対策本部員は、被害状況等を把握した場合は、総務企画課に連絡する。

2. 火災発生時の対応

火災が発生した場合は、落ち着いて速やかに初期消火を行うことが大切です。

(1) 早く知らせる

- ① 「火事」ということを大声で叫び、近くの人に早く知らせるようにする。
- ② 非常ベルがあれば使用し、慌てずに119番に通報する。
- ③ 守衛所に火事を知らせる。

- ④指導教員・所属の担当事務に連絡する。
- (2) 早く消火する
- ①身の安全を守るための脱出口を確保してから、バケツ、消火器、濡れた布などを使って消火に当たる。
 - ②必要に応じて自衛消防組織を編成し、消火活動に当たる。
 - ③消防隊が到着した場合には、火災の延焼状況を報告するとともに、可能な範囲で消火活動に協力する。
- (3) 早く避難する
- ① タオルやハンカチで鼻と口を覆い、煙を吸わないようにできるだけ姿勢を低くして避難する。
 - ② 誘導灯を目印に、安全な経路で避難する。煙で前が見えない場合は、壁に手を当て方向を確認しながら避難する。
 - ③ 避難する時は、燃えている部屋の窓やドアを閉め、延焼をできるだけくい止める。
 - ④ エレベーターは使用しない。
 - ⑤ 一度避難したら再び戻らない。

3. 風水害発生時の対応

(1) 風水害発生前

- ① 気象情報に注意しながら、自分の居室のある建物の点検を行い、必要に応じて補強する。また屋外の飛散する恐れのある物を屋内に搬入する。
- ② 車やバイク等も必要に応じて移動させる。
- ③ 低地においては土嚢を準備するなど、浸水防止につとめる。

(2) 風水害発生時

- ① カーテンやブラインドにより窓ガラスの飛散に備えるとともに、窓ガラスから離れる。
- ② むやみに建物の外には出ない。

4. 安否確認

(1) 学生の安否確認

- ① 学生用「大規模地震対応マニュアル」に基づき、安否確認システムから安全確認のための一斉メールを送信する。留学生については、留学生課とも協力し、安否確認を行う。
- ② 就業時間内の場合は、学生を避難場所に誘導後、避難誘導班が教員等の協力を得て避難した学生の学籍番号と氏名を確認し、避難場所に待機する学生名簿を作成する。(学生名簿は学務部にて常備する。)
- ③ 就業時間外の場合は、館内放送設備等により、避難場所に避難するように指示をする。
- ④ 学務部に学生の被災情報が寄せられた場合は、学生の所属及び氏名を確認のうえ、対策本部に連絡する。
- ⑤ 学務部において、「大規模地震対応マニュアル」を学生に配付し、緊急連絡先を周知しておく。

(2) 教職員の安否確認

- ① 対策本部に教職員名簿を設置する。(教職員名簿は人事労務課にて常備する。)
- ② 就業時間中の場合は、教員は学生とともに避難場所へ移動する。事務職員は教室外にいる学生等を誘導しつつ、避難場所へ移動する。
- ③ 就業時間外の場合は、館内放送設備等により、避難場所へ避難するように指示をする。教職員は、学生を避難場所へ誘導しつつ、避難場所へ移動する。
- ④ 避難誘導後、避難誘導班と協力し、避難した教職員の氏名を確認し、待機場所に避難する教職員名簿を作成する。
- ⑤ 事務職員については、各課長又は室長等が各課に所属する事務職員(非常勤職員を含む)の安否を確認し総務企画課へ報告する。
- ⑥ 教員に対しては、安否確認システムから安全確認のための一斉メールを送信し、安否確認を行う。特定外国語教員については、国際化拠点室とも協力し、安否確認を行う。

5. 帰宅困難者への対応

(1) 帰宅判断

対策本部として学生や教職員に帰宅指示等を行った場合は、学生や教職員は以下の点に留意して行動するものとする。

- ① 公共交通機関が不通となった場合、帰宅の判断に迷う場合は、住居が大学構内から10km以内にあるか否かを目安とする。併せて、地震の規模、火災の発生状況、地震が発生した時間、交通機関の運行状況、停電の有無、自身の体調や体力を考え、帰宅するかどうかを判断するものとする。
- ② 学生及び教員は帰宅する場合は、避難誘導班に報告のうえ、帰宅する。
- ③ 職員が帰宅する場合は、各自所属する課(室)の長等に報告のうえ、帰宅する。
- ④ 避難誘導班及び各課(室)は帰宅の報告をとりまとめたうえ、対策本部に報告する。
- ⑤ 帰宅せずに学内の避難場所の利用が必要となる場合は、対策本部が指定する待機場所にて、引き続き待機する。

(2) 備蓄品

備蓄品の管理・配給は、対策本部の指示の下、施設管理班が避難誘導班と協力して行うものとする。

IV 避難場所等

1. 避難場所

避難場所は別紙4のとおりとする。

2. 屋内避難場所

屋内避難場所は別紙5のとおりとする。

3. AED 配置場所

AED 配置場所は別紙6のとおりとする。

V 避難住民の受け入れ等

1. 避難住民の受け入れ

台風等の風水害や大地震の際には、被災の状況や府中市による避難情報を踏まえて、地域住民が本学に避難してくることを想定しておく。避難住民の受け入れに当たっては、対策本部にて学内施設の安全が確認された場所を避難場所に定め、避難住民の誘導を行うこととする。

2. 避難所等への案内

府中市・警察・消防と連携し、災害による被害状況等を情報収集する。府中市から避難住民への避難所の案内（防災行政無線、広報車、メール配信等）を確認の上、開設されている避難所等に避難住民を案内する。

（１）一時避難所（災害により家屋に大きな被害を被った方が避難生活をする市立小中学校等の体育館を市が指定）・指定避難場所（市立小中学校等の校庭を市が指定）

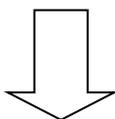
- ・白糸台小学校
- ・府中第十小学校
- ・府中第二中学校

（２）広域避難場所（大規模な延焼火災などを回避するために必要な面積を有するオープンスペースとして市が指定）

- ・多磨霊園・武蔵野公園
- ・武蔵野の森公園・府中朝日フットボールパーク

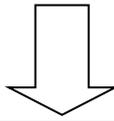
災害対応組織の編成

危機対策本部	
(対策本部の設置) 国立大学法人東京外国語大学における危機管理に関する規程第18条 学長は危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策本部を設置するものとする。	
危機対策本部 本部長：学長 副本部長：事務局長 本部長：理事、副学長、研究院長、学部長、AA 研所長、保健管理センター長、総務企画部長、学務部長 事務：総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機対策業務及び復旧業務を総括し、危機対策について大学としての意思決定を行う。 ● 対策本部の構成員を招集し、各対策班を指揮して必要な対策を講じる。 ● 情報収集（被害状況、安否情報等）を行って、各対策班及び関係者に対し、必要な情報を提供する。



班名・班長・班員	主な業務内容
総務・広報班 班長：総務企画課長 班員：総務企画課、広報・社会連携課、アラムナイ室	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策本部の運営 ● 関係機関との連絡調整 ● 職員の動員命令 ● 各班との連絡調整 ● 学内外の災害情報の収集・整理 ● テレビ、ラジオ等による近隣の災害情報等（火災、交通機関等）の収集・整理 ● 報道機関への対応 ● その他
施設管理班 班長：施設企画課長 班員：会計課、施設企画課、情報企画室	<ul style="list-style-type: none"> ● 初期消火対応 ● ライフライン（電気・水道・ガス）の状況確認 ● 情報伝達網の整備 ● 立ち入り禁止区域の措置 ● 食糧の管理 ● 対策本部の設営準備 ● その他
避難誘導班 班長：学生課長 班員：研究協力課、学術情報課、国際化拠点室、教務課、学生課、留学生課、研究院事務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難、救出、救援等の検討・調整 ● 避難場所への誘導 ● 避難場所へ誘導した人員の把握・本部への連絡 ● その他
応急救護班 班長：人事労務課長 班員：人事労務課、入試課	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者の応急手当 ● 負傷者に診療可能な病院へ運搬手配 ● 疾病の予防、衛生管理 ● その他

自衛消防組織	
(自衛消防組織) 国立大学法人東京外国語大学防火管理規程第12条 火災、震災、その他の災害に対処するため、東京外国語大学自衛消防隊を置く。	
自衛消防隊 隊長：事務局長 副隊長：施設企画課長	<ul style="list-style-type: none"> ● 自衛消防隊を設置する。 ● 自衛消防隊を総括する。



班名・班長・班員	主な業務内容
通報・連絡（情報）班 班長：総務企画課長 班員：総務企画課、広報・社会連携課、 アラムナイ室	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防機関への通報及び通報の確認 ● 館内への非常通報及び指示命令の伝達 ● 関係者への連絡 ● 災害状況の情報収集
施設管理班 班長：施設企画課課長補佐 班員：施設企画課、会計課	<ul style="list-style-type: none"> ● 出火階へ直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 ● 消防隊との連携及び補佐 ● 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 ● 非常電源の確保 ● エレベータの非常時の措置
避難誘導班 班長：学生課長 班員：研究協力課、学術情報課、国際化拠点室、教務課、学生課、留学生課、研究院事務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 ● 非常口の開放並びに開放の確認 ● 避難上障害となる物品の除去 ● 逃げ遅れた者の確認及び本部への連絡
応急救護班 班長：人事労務課長 班員：人事労務課、入試課	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急救護所の設置 ● 負傷者の応急処置 ● 救急隊との連携、情報の提供

緊急連絡先

文部科学省（代表：03-5253-4111

夜間：080-4327-9089）

○人的被害・休校等：文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災調整係
03-6734-2290

○施設被害：文教施設企画・防災部計画課 03-6734-2298
消防、警察署

○府中消防署 119 又は 042-366-0119（府中市寿町1-5）

○府中警察署 110 又は 042-360-0110（府中市府中町1-10-5）

○府中消防署朝日出張所 119 又は 042-363-0119（府中市朝日町3-13）

自治体（府中市）

○府中市役所 042-364-4111（府中市宮西町2-24）

○府中市防災危機管理課 042-335-4283

（府中市寿町1-5府中市中央防災センター内）

公共交通機関

○多磨駅 042-369-2010（府中市紅葉丘3-42-2）

○西武鉄道 お客様センター 04-2996-2888

○JR 東日本 お問い合わせセンター 050-2016-1600

電気・ガス・水道 等

○東京電力エナジーパートナー センター 0120-995-662

○東京ガス お客様センター 0570-002-211

○NTT 東日本（故障）113 又は 0120-444-1113（携帯電話から）

○東京都水道局 多摩お客様センター 0570-091-100

又は042-548-5110

近隣病院

○東京都立多摩総合医療センター 代表042-323-5111

（府中市武蔵台2-8-29）

○榊原記念病院 042-314-3111（府中市朝日町3-16-1）

広域避難所

○多磨霊園 042-365-2079（府中市多磨町4-628）

○都立武蔵野公園 042-361-6861（府中市多磨町2-24-1）

○都立武蔵野の森公園 042-365-8435（府中市朝日町3-5-12）

○府中朝日フットボールパーク 042-364-8733（府中市朝日町3-7）

近隣大学等

○東京農工大学 総務課総務係 042-367-5504（府中市晴見町3-8-1）

○電気通信大学 総務企画課総務係 042-443-5862（調布市調布ヶ丘1-5-1）

○国際基督教大学 総務グループ 0422-33-3013（三鷹市大沢3-10-2）

○アメリカンスクール・イン・ジャパン 0422-34-5300（調布市野水1-1-1）

その他

○災害用伝言ダイヤル 171

○公衆浴場「藤の湯」 042-361-4422（府中市朝日町2-27-20）

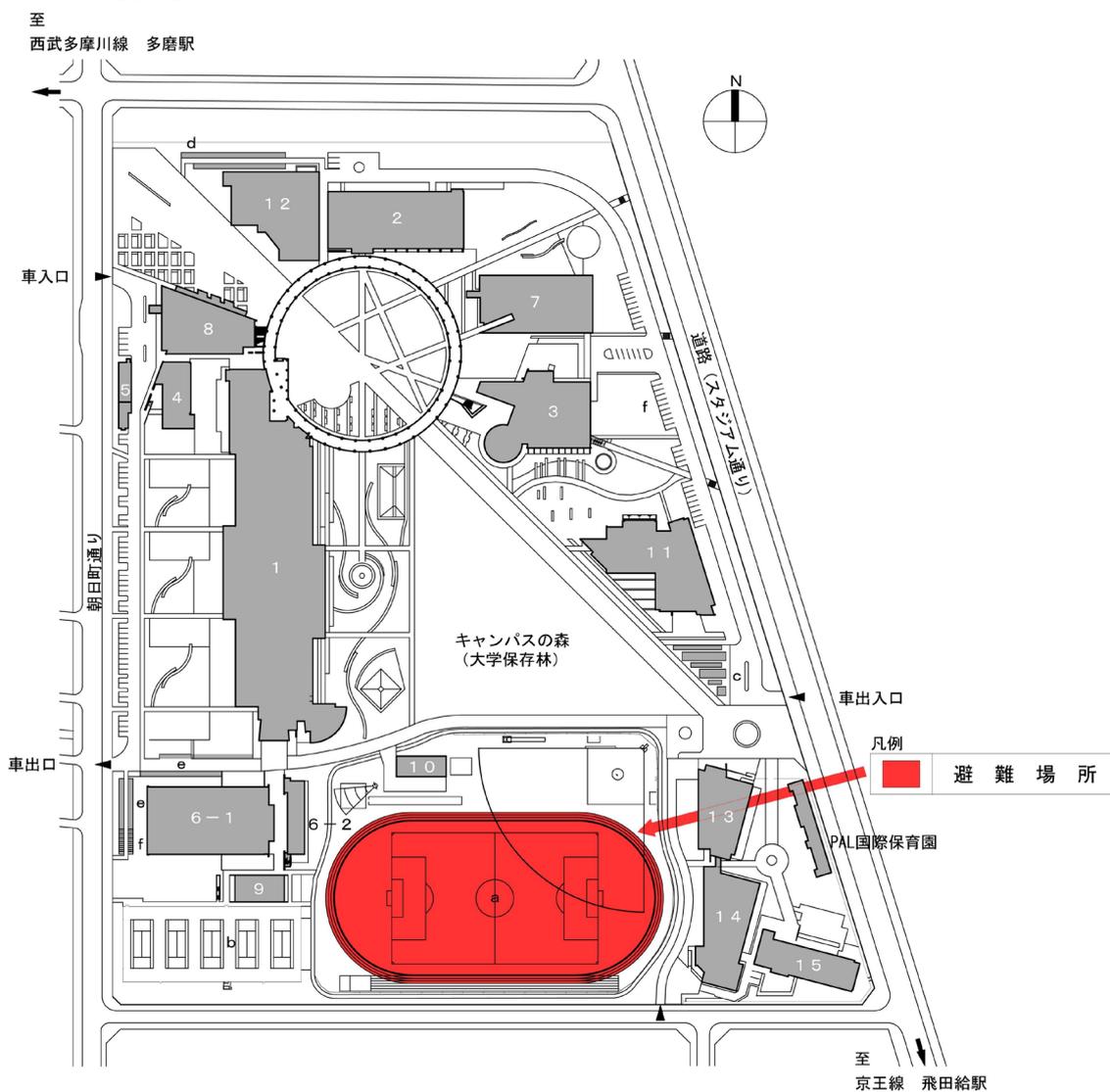
避難場所

避難場所は、通常は、屋外運動場とする。ただし、実際にどの避難場所を使用するのは、災害及び建物の状況を踏まえて、本部長が判断する。

東京外国語大学 府中キャンパス

敷地面積： 13,000 m²

- | | | |
|-------------------|-----------------|------------|
| 1 研究講義棟 | 8 本部管理棟 | a 屋外運動場 |
| 2 附属図書館 | 9 弓道場 | b テニスコート |
| 3 学生会館 | 10 器具庫 | c 駐輪場（東） |
| 4 健康管理センター | 11 留学生日本語教育センター | d 駐輪場（北） |
| 5 車庫棟 | 12 アゴラ・グローバル | e 駐輪場（西） |
| 6-1 屋内運動場 | 13 国際交流会館1号館 | f オートバイ駐車場 |
| 6-2 課外活動施設 | 14 国際交流会館2号館 | |
| 7 アジア・アフリカ言語文化研究所 | 15 国際交流会館3号館 | |



屋内避難場所

屋内避難場所は、(1) から (9) とする。(収容人員数 約 5,700人)

- (1) 研究講義棟 (約 2,400人)
- (2) 附属図書館 (約 600人)
- (3) 大学会館 (約 200人)
- (4) 屋内運動場 (約 500人)
- (5) アジア・アフリカ言語文化研究所 (約 600人)
- (6) 本部管理棟 (約 300人)
- (7) 留学生日本語教育センター (約 500人)
- (8) 国際交流会館 (約 400人)
- (9) アゴラ・グローバル (約 200人)

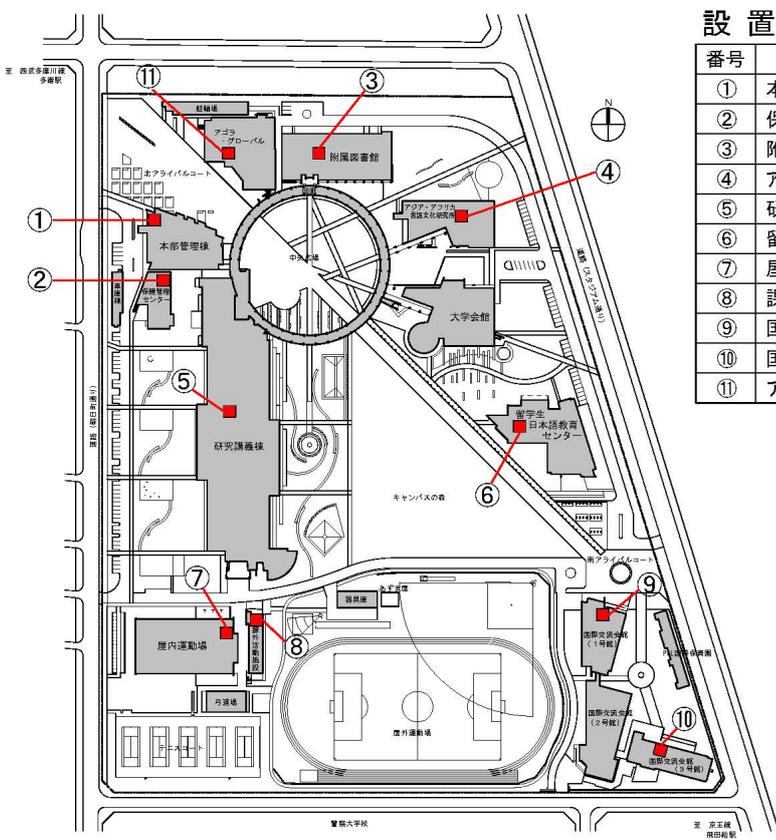
AED 配置場所

東京外国語大学府中キャンパス AED 配置図

縮尺 1:3000

設置場所一覧

番号	設置建物	設置場所
①	本部管理棟	1階管理室
②	保健管理センター	診察・処置室
③	附属図書館	2階図書館カウンター
④	アジア・アフリカ言語文化研究所	2階事務室
⑤	研究講義棟	1階ギャラリー中央エレベーター脇
⑥	留学生日本語教育センター	1階事務室前カウンター
⑦	屋内運動場	1階ロビー
⑧	課外活動施設	1階自動販売機置き場
⑨	国際交流会館（1号館）	1階玄関ホール
⑩	国際交流会館（3号館）	1階風除室
⑪	アゴラ・グローバル	1階エントランスホール2



凡例
 AED（自動体外式除細動器）設置場所

AED（自動体外式除細動器）



収納スタンド

※メーカー等により写真と異なる場合がございます。